

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00040 沿革 (略) <u>令和4年3月30日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00040 沿革 (略)</p>	
<p>第1条～第4条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p>	
<p>(船積確定通知による保険関係の申込み)</p> <p>第5条 被保険者は、約款第1条に掲げる輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売の日の翌月の末日まで(ただし、運用規程第22条第1項に規定するストックセールスについては、同条第2号に定める輸出契約の締結日の翌月の末日まで)に、別紙様式第4-1による簡易通知型包括保険船積確定通知書(以下「船積確定通知書」という。)を本店等に提出するものとする。</p> <p>2 被保険者は、約款第29条第1項の規定に基づき、輸出契約等に別表2に掲げる重大な内容変更等を行ったときは、当該変更の日の属する月の翌月末まで、かつ、内容変更等通知期限までに別紙様式第4-3による簡易通知型包括保険船積確定通知変更通知書(以下「船積確定通知変更通知書」という。)を本店等に提出するものとする。</p> <p><u>3</u> 被保険者は、約款第29条第3項の規定に基づき、承認申請を行うときは、別紙様式第4-3による船積確定通知変更承認申請書に関係書類を添付し、本店等に提出するものとする。</p>	<p>(船積確定通知による保険関係の申込み)</p> <p>第5条 被保険者は、約款第1条に掲げる輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売の日の翌月の末日まで(ただし、運用規程第22条第1項に規定するストックセールスについては、同条第2号に定める輸出契約の締結日の翌月の末日まで)に、別紙様式第4-1による簡易通知型包括保険船積確定通知書(以下「船積確定通知書」という。)をWEB申請サービス又は電子メールを利用して、本店等に提出するものとする。</p> <p>2 被保険者は、約款第29条第1項の規定に基づき、輸出契約等に別表2に掲げる重大な内容変更等を行ったときは、当該変更の日の属する月の翌月末まで、かつ、内容変更等通知期限までに別紙様式第4-3による簡易通知型包括保険船積確定通知変更通知書(以下「船積確定通知変更通知書」という。)を第1項の規定に準じて本店等に提出するものとする。</p> <p><u>3</u> 前2項の手続きについては、WEB申請サービスの利用について(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00090)、その他日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。</p> <p><u>4</u> 被保険者は、約款第29条第3項の規定に基づき、承認申請を行うときは、別紙様式第4-3による船積確定通知変更承認申請書に関係書類を添付し、本店等に提出するものとする。</p>	
<p>(確定前通知による保険関係の申込み)</p> <p>第6条 被保険者は、確定前通知を行おうとする場合には、運用規程第10条第3項に定める期限までに、別紙様式第5-1による簡易通知型包括保険確定前通知書(以下「確定前通知書」という。)を本店等に提出す</p>	<p>(確定前通知による保険関係の申込み)</p> <p>第6条 被保険者は、確定前通知を行おうとする場合には、運用規程第10条第3項に定める期限までに、別紙様式第5-1による簡易通知型包括保険確定前通知書(以下「確定前通知書」という。)をWEB申請サー</p>	

新	旧	備考
<p>るものとする。</p> <p>2 被保険者は、約款第29条第1項の規定に基づき、輸出契約等に別表2に掲げる重大な内容変更等を行ったときは、当該変更の日の属する月の翌月末まで、かつ、内容変更等通知期限までに別紙様式第5-3による簡易通知型包括保険確定前通知変更通知書（以下「確定前通知変更通知書」という。）を本店等に提出するものとする。</p> <p>3 被保険者は、約款第29条第3項の規定に基づき、承認申請を行うときは、別紙様式第5-3による確定前通知変更承認申請書に關係書類を添付し、本店等に提出するものとする。</p>	<p><u>ビス又は電子メールを利用して、本店等に提出するものとする。</u></p> <p>2 被保険者は、約款第29条第1項の規定に基づき、輸出契約等に別表2に掲げる重大な内容変更等を行ったときは、当該変更の日の属する月の翌月末まで、かつ、内容変更等通知期限までに別紙様式5-3による簡易通知型包括保険確定前通知変更通知書（以下「確定前通知変更通知書」という。）を第1項の規定に準じて本店等に提出するものとする。</p> <p>3 <u>前2項の手続については、前条第3項に準ずることとする。</u></p> <p>4 被保険者は、約款第29条第3項の規定に基づき、承認申請を行うときは、別紙様式5-3による確定前通知変更承認申請書に關係書類を添付し、本店等に提出するものとする。</p>	
<p>(通知明細書の点検)</p> <p>第7条 被保険者は、本店等から通知明細書を受領したときは、遅滞なくその内容を点検するものとする。</p> <p>2 前項の点検により、通知の内容を修正しようとするときは、当該通知に関する通知明細書を受領した日から起算して10日以内に、当該修正の内容を入力した別紙様式第4-2による簡易通知型包括保険船積確定通知修正申請書又は別紙様式第5-2による簡易通知型包括保険確定前通知修正申請書を本店等に提出するものとする。</p>	<p>(通知明細書の点検)</p> <p>第7条 被保険者は、本店等から通知明細書を受領したときは、遅滞なくその内容を点検するものとする。</p> <p>2 前項の点検により、通知の内容を修正しようとするときは、当該通知に関する通知明細書を受領した日から起算して10日以内に、当該修正の内容を入力した別紙様式4-2による簡易通知型包括保険船積確定通知修正申請書又は別紙様式5-2による簡易通知型包括保険確定前通知修正申請書を<u>WEB申請サービス又は電子メールを利用して、本店等に提出するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の手続については、第5条第3項に準ずることとする。</u></p>	
<p>第8条～第9条 (略)</p>	<p>第8条～第9条 (略)</p>	
<p>(保険関係の訂正)</p> <p>第10条 被保険者は、第5条第1項又は第2項の規定により提出した船積確定通知書、第6条第1項又は第2項の規定により提出した確定前通知書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、原則として内容変更等通知期限までに、当該訂正の内容を収録した船積確定通知変更承認申請書、確定前通知変更承認申請書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。</p>	<p>(保険関係の訂正)</p> <p>第10条 被保険者は、第5条第1項又は第2項の規定により提出した船積確定通知書、第6条第1項又は第2項の規定により提出した確定前通知書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、原則として内容変更等通知期限までに、当該訂正の内容を収録した船積確定通知変更承認申請書、確定前通知変更承認申請書を<u>WEB申請サービス又は電子メールを利用して、本店等に提出するものとする。</u>ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。</p>	

新	旧	備考
	<u>2 前項の手続については、第5条第3項に準ずることとする。</u>	
第11条～第17条 (略)	第11条～第17条 (略)	
<p>(保険金の支払の請求)</p> <p>第18条 保険金請求人は、約款第34条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。</p> <p>一 約款第11条第1号のてん補危険の場合 別紙様式第14 - 1による簡易通知型包括保険(船積前)保険金請求書に、別表4に定める書類を添付したもの</p> <p>二 約款第11条第2号のてん補危険の場合 別紙様式第14 - 2による簡易通知型包括保険(船積後)保険金請求書に、別表5に定める書類を添付したもの</p> <p>三 約款第11条第3号のてん補危険の場合 別紙様式第14 - 3による簡易通知型包括保険(増加費用)保険金請求書に、別表6に定める書類を添付したもの</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(保険金の支払の請求)</p> <p>第18条 保険金請求人は、約款第34条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。</p> <p>一 約款第11条第1号のてん補危険の場合 別紙様式第14 - 1による簡易通知型包括保険(船積前)保険金請求書に、別表5に定める書類を添付したもの</p> <p>二 約款第11条第2号のてん補危険の場合 別紙様式第14 - 2による簡易通知型包括保険(船積後)保険金請求書に、別表6に定める書類を添付したもの</p> <p>三 約款第11条第3号のてん補危険の場合 別紙様式14 - 3による簡易通知型包括保険(増加費用)保険金請求書に、別表7に定める書類を添付したもの</p> <p>2～3 (略)</p>	
第19条～第24条 (略)	第19条～第24条 (略)	
<p>(権利行使等の委任)</p> <p>第25条 被保険者は、約款第41条第1項又は第47条第1項若しくは第2項の規定に基づき輸出契約等(無付保部分を含む。)に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合は、別紙様式第22 - 1による簡易通知型包括保険権利行使等委任状又は別紙様式第22 - 2による貿易一般保険権利行使等委任状(保険金請求前)に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(権利行使等の委任)</p> <p>第25条 被保険者は、約款第41条第1項又は第47条第1項若しくは第2項の規定に基づき輸出契約等(無付保部分を含む。)に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合は、別紙様式第22 - 1による簡易通知型包括保険権利行使等委任状又は別紙様式22 - 2による貿易一般保険権利行使等委任状(保険金請求前)に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	
第26条～第27条 (略)	第26条～第27条 (略)	
<p>(電子情報処理組織を使用した申込等)</p> <p><u>第28条 この細則に規定する手続のうち、日本貿易保険が認めるものは、</u></p>		

新	旧	備考
<u>電子情報処理組織を使用して行うものとする。</u> <u>附 則</u> <u>この改正は、令和4年4月11日から実施する。</u>		
別表1～別表6 (略)	別表1～別表6 (略)	